

授業等の休講措置に関する取扱基準

制定 2019年9月10日

本基準は、自然災害に対する学生の安全確保および交通機関の不通への対応のため、学長が判断する授業および期末試験（以下「授業等」という）の休講措置等について、必要な事項を定めるものとする。

1. 自然災害に対する安全確保のための基準

1) 台風等による気象警報の発令

(1) 警報の種類

「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」のいずれか

(2) 警報発令の対象地域

京都市または京都市を含む地域

(3) 休講措置の基準

- ① 午前6時30分*1から午前10時00分*2までの間に警報が発令されている場合、1・2講時の授業等は休講とする。

*1 6時30分を含む、以下同じ *2 10時00分を含まない、以下同じ

- ② 午前10時00分*3以降、警報が発令されている場合、3講時以降の授業等は休講とする。

*3 10時00分を含む、以下同じ

- ③ 授業等の時間中に警報が発令された場合、気象の状況等を考慮の上、学長が休講の実施時刻を判断する。

2) 地震の発生

(1) 震度

震度5弱以上

(2) 地震の発生地域

以下の①、②のうち、いずれかに該当する場合、休講措置を取る。

- ① 「京都市」

- ② その他、学長が指定した地域

(3) 休講措置の基準

- ① 地震発生の当日は、地震発生以降の授業等は休講とする。

- ② 授業等の時間中に地震が発生した場合、即時、休講とする。

- ③ 地震発生の翌日以降は、震災の状況等を考慮の上、学長が授業等の実施の有無を判断する。

3) 土砂災害および水害等による避難情報の発表

(1) 避難情報の種類

「避難指示」または「避難勧告」 ※「避難準備」は該当しない

(2) 避難情報の対象地域

「京都市大宅学区」に避難情報が発表された場合、休講措置を取る。

(3) 休講措置の基準

- ① 午前6時30分から午前10時00分前までの間に避難情報が発表されている場合、1・2講時の授業等は休講とする。
- ② 午前10時00分以降、避難情報が発表されている場合、3講時以降の授業等は休講とする。
- ③ 授業等の時間中に避難情報が発表された場合、災害の状況等を考慮の上、学長が休講の実施時刻を判断する。

2. 交通機関の不通に対する基準

(1) 交通機関の状況

以下の①②③のうち、いずれか1つ以上に該当する場合、休講措置を取る。なお、各交通機関に定める区間は、全面的または部分的を問わない。また、事故等による一時的な運転見合わせを除く。

- ① 「京都市営地下鉄（東西線）」と「京阪バス（山科・醍醐地域系統）」の両方が「運転見合わせ」となった場合
- ② 「JR琵琶湖線（京都～野洲）」において「運転見合わせ」となった場合
- ③ 以下のA～Eの交通機関のうち、2つ以上の交通機関が「運転見合わせ」となった場合
 - A 「JR京都線（京都～大阪）、またはJR湖西線（京都～近江今津）」
 - B 「京都市営バス、または京都市営地下鉄（全区間）」
 - C 「京阪電車（出町柳～淀屋橋）」
 - D 「阪急電車（河原町～梅田）」
 - E 「近鉄電車（京都～大和西大寺）」

(2) 休講措置の基準

- ① 午前6時30分から午前10時00分前までの間に「運転見合わせ」となっている場合、1・2講時の授業等は休講とする。
- ② 午前10時00分以降、「運転見合わせ」となっている場合、3講時以降の授業等は休講とする。
- ③ 授業等の時間中に「運転見合わせ」となった場合、交通機関の運行状況等を考慮の上、学長が休講の実施時刻を判断する。
- ④ 交通機関により計画的な運休が発表された場合、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、学長が休講措置の実施について判断する。

3. 休講措置の特例

上記1および2に定める基準にかかわらず、学長が、学生の安全確保のために必要と認めた場合や通学困難等と認めた場合、休講措置を取ることがある。

4. 休講措置等の周知の方法

この基準に基づく休講措置の実施または授業等の再開については、その都度、本学ウェブサイトおよびポータルサイト等において周知する。

5. 休講措置とした授業等の回復

本基準に基づき授業等を休講とした場合は、補講を行うことを基本とする。

6. その他

- ① 休講措置を講じた場合は、原則として学内でのすべての課外活動および各種行事を禁止する。学外での課外活動については、主催者等の指示に従い、安全を最優先した行動を取ることとする。
- ② 学外実習および学外授業については、その都度、対応を検討することとする。

附 則

この基準は、2019年9月21日から施行する。